

平成25年第2回太子町議会臨時会（第442回町議会）会議録

平成25年5月10日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 常任委員会委員の選任
- 8 議会運営委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 議席の変更

追加日程第6 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

7 常任委員会委員の選任

8 議会運営委員会委員の選任

追加日程第7 新庁舎建設調査特別委員会委員辞任の件

追加日程第8 新庁舎建設調査特別委員会委員選任の件

追加日程第9 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙

追加日程第10 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	服 部 千 秋
13 番	中 井 政 喜	14 番	佐 野 芳 彦
15 番	井 村 淳 子	16 番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 上 田 眞 也
書 記 首 藤 智 子

書 記 北 陽一郎

説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 川 嘉 明
教 育 長 寺 田 寛 文
生活福祉部長 井 手 俊 郎
教 育 次 長 神 南 隆 司

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 香 田 大 然
経 済 建 設 部 長 堂 本 正 広
財 政 課 長 堀 恭 一

議長挨拶

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

若葉薫るころとなつてまいりましたが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに平成25年第2回太子町議会臨時会（第442回町議会）が開会できますことは、町政のためまことに御同慶にたえません。

本日招集されました臨時会においては、議会組織の改選が予定されております。何とぞ議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議をお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、開会の挨拶といたします。

町長。

~~~~~

## 町長挨拶

○町長（北川嘉明） おはようございます。

平成25年第2回太子町議会臨時会（第442回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新緑もひときわ鮮やかに感じられるころとなり、その青葉を渡る風は清々しく感じられる季節となりましたが、議員各位におかれましては公私とも御多忙のところ、御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

平素は町政各般の伸展に御理解、御協力を賜っていますこと、まことに御同慶にたえない次第であります。

さて、本日の臨時会におきましては、常任

委員会委員及び議会運営委員会委員の選任が予定されております。今後の議会運営の礎となる各委員会委員の選任でございますので、慎重に御審議されますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、臨時町議会の開会に当たり御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時01分）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第2回太子町議会臨時会（第442回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐野芳彦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、吉田日出夫議員、井川芳昭議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（佐野芳彦） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日１日と決定しました。

~~~~~

### 日程第３ 諸般の報告

○議長（佐野芳彦） 日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の２の規定に基づき、平成24年度２月分及び３月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第１項の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第４ 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第５ 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第４、総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告から日程第５、経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告までを一括議題とします。

お諮りします。

各常任委員会から閉会中の所管事務調査について中間報告を求めたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

最初に、総務常任委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 皆さんおはようございます。

お手元に所管事務調査報告書をお配りしておりますので、これに基づきまして御報告いたします。

本委員会の調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告いたします。

記。１、調査事件名。住民の参画と協働・情報公開の具体的あり方について。

２、調査年月日。平成24年５月17日（木）から平成25年４月11日（木）の間で計11回でございます。

３、調査の経過及び意見。

住民の参画と協働・情報公開の具体的あり方について、太子町ホームページの全体的な方向性及び個々の項目について議論を重ね、以下のとおり中間報告を行います。

下記の内容については、当局におかれましても十分検討され、取り入れられるよう提言いたします。

【今後の方向性】

①本町が既に取り入れているCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）の有効活用について、費用を必ずしもかけなくてもリニューアルができることを念頭に置いて、各課が行っている情報更新において、書式の統一や写真や動画の更新について全体的な運用体制を考えること。

②新庁舎建設にあわせてリニューアルを予定しているのであれば、事前に総務常任委員会に情報を提供すること。

③「見やすく、わかりやすく、優しく」を念頭に置き、アクセシビリティ、ユーザビリティに配慮し、利用者が容易に検索できるものとする。

④ホームページには全国へ町をアピールする側面があることも踏まえ、太子町への集客や知名度の向上等につながるよう努力すること。

⑤SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の有効利用法を検討すること。

【迅速に対応を求める内容】

①行政用語をわかりやすく表現すること。

②防災等の緊急情報を速やかに発信すること。

③携帯電話、スマートフォンに対応できるようにすること。

④住民が関心や興味を持つよう、タイトルづけや記事内容を考えること。

次年度の総務常任委員会も引き続きこの課題について調査されることを現在の委員会としては希望をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

次に、経済建設常任委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 おはようございます。

それでは、お手元の所管事務調査報告書を読み上げまして報告といたします。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査事件。(1)水道事業の健全化について、(2)農地の有効活用。

2、調査年月日。平成25年1月8日火曜日午前10時より午後0時25分、平成25年2月12日火曜日午前10時より午後0時39分、平成25年4月8日月曜日午前10時より午後0時28分。

3、調査の経過及び意見。

(1)水道事業の健全化について。

水道ビジョンについて、以下の質疑を行った。

職員確保、精通した人材が必要不可欠であるが、今の状態でやっていけるのかとの質疑では、22年度現在の職員数が9名、17年度以降は段階的に減少しているということで、水道施設、浄水場の問題、職員の高齢化、数年後には職員が減少し施設更新する際に工事監

理できる職員が不足することが危惧されていることと、技術職員だけでなく、企業会計に詳しい職員も不足しているということで、課題として水道技術者や企業会計に精通した職員の確保と資質の向上に努める必要があるとの答弁であった。

給水量の見通しで施設能力の適正化とはとの質疑では、太子町では人口は増えていながら節水機器の普及により使用水量が減っている。最終的には人口が減っていく段階で水の使用水量は減少していくが、それなりの浄水場施設が必要であるとの答弁であった。

吉福浄水場はこれからも投資が必要なのかとの質疑では、吉福浄水場をなくすか更新し継続するかが今後の検討課題で、吉福浄水場の中に西播磨水道企業団の管が接続されており、クリプト対策もされていないので、更新するのであれば水量に見合った施設にしていきたいとの説明があった。

【まとめ】

これまでの調査結果を踏まえ、下記のとおり報告します。

①使用水量の減少等により、将来の水量の需要と供給のバランスを検討し、さらなる経費削減に努力すること。

②広域化も視野に入れて検討すること。

③沖代水源地の廃止を含めた施設の維持、統廃合の検討を行うこと。

④安易に水道料金の値上げを行わないこと。

⑤技術職員、企業会計に精通した職員の育成、確保に努めること。

⑥老朽化した管路を中心に漏水調査を行い、有効率の維持、向上に努めること。

今後、上記の項目については中期経営計画に反映されると思うが、改選後の委員会においても継続して調査を行っていただきたい。

(2)農地の有効活用について。

農地の有効活用について、利用権の設定、農地バンク制度の活用、営農組織の設立、経営所得安定対策制度（農業者戸別所得補償制度）について今後推進していくと当局より説

明を受けた。

【まとめ】

これまでの調査結果を踏まえ、下記のとおり報告します。

①農業従事者の高齢化や後継者不足等による農業の衰退が懸念されるので、上記の制度のさらなる周知徹底、促進を図ること。

②町内農産物の販売促進を図るため、新たな販売拠点を検討すること。

③広報たいし、ホームページ等を活用し、休耕田の活用促進に努めること。

改選後の委員会においても、同じく継続して具体的な対策等について調査を行っていただきたい。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第6、福祉文教常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 おはようございます。

それでは、報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件につきまして、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査事件名。図書館運営のあり方について。

2、調査年月日。平成25年1月9日水曜日から平成25年4月10日水曜日の間で計3回。

3、調査の経過及び意見。

平成25年1月より図書館運営のあり方についてを福祉文教常任委員会の課題として取り組んできた調査結果を以下のとおり報告する。

①太子町の現状。

太子町立図書館は昭和58年に開館し、本年度には30周年を迎える。

現在図書17万冊を所蔵し、子供たちから高齢の方まで幅広い年代の方々に読書案内とレファレンスサービス、移動図書館による周辺地域サービスに努めている。また、毎月発行の館報「書窓」で新着図書や子供向けの図書の紹介や「広報たいし」に移動図書館の日程や情報等を掲載するなど、図書館利用の促進を図っている。

兵庫県内では、高砂市、上郡町、太子町だけが図書館システムの導入を行っていなかったが、太子町では平成25年の秋からバーコード方式による図書館システムが導入されることとなり、現在準備が進められている。

②調査経過報告。

平成14年3月からバーコード方式による図書館システムを導入している赤穂市立図書館の視察を行った。

赤穂市では、新図書館開館にあわせ図書館システムを導入し、サーバーを図書館内に設置していたが、平成24年のシステム更新時からサーバーを図書館に置かずクラウド化することにより、5年間で約1,500万円の大幅な経費を削減されていた。

また、赤穂市では漫画本は原則収集しないこととなっているものの、学習漫画に限り歴史、福祉関係等を中心に児童及び中高生向けコーナーに置いていることや、図書館資料の除籍に関する要綱、資料選定収集基準、資料取扱整理基準が明文化されていること、全ての書架には転倒防止のため、床にビスで固定されていることもわかった。

以上が赤穂市立図書館の視察から気がついた主な点であるが、そのほかに各委員の能動調査による比較事項等については、別添資料

のとおりであります。

なお、調査結果を踏まえ、福祉文教常任委員会として下記のとおり提言いたします。

記。1、今後、図書館業務の円滑な運営を行うために、図書館資料の除籍に関する要綱、資料選定収集基準、資料取扱整理基準の明文化を検討されたい。

2、地震対策として、全ての書架において床にビスで固定し、早急に転倒防止策を検討されたい。

3、図書館システムの経費削減を図るために、システム選定時にはクラウド化を検討されたい。

4、住民ニーズがあれば、ほかの図書館と同様に児童及び中高生向けの歴史本や福祉関係等の学習漫画の収集を検討されたい。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時16分）

（再開 午前10時17分）

**○副議長（清原良典）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

ただいま佐野芳彦議長から、議会申し合わせにより、議長の職を辞任したい旨、辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（清原良典）** 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加

し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（清原良典） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

お諮りします。

佐野芳彦議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、佐野芳彦議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時18分）

（再開 午前10時19分）

○副議長（清原良典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長の辞職を許可された佐野芳彦議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

佐野芳彦議員、演壇へどうぞ。

○佐野芳彦議員 ただいまは議長辞任につき御承認いただき、ありがとうございます。

議長辞任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議長として平成16年、平成22年、そして平成23年4月の選挙後の23年、24年と、4年間にわたり議員各位の御推挙により議長を務めさせていただきました。その間、本日まで無事に務めることができましたのも、議員各位及び当局の皆様の御理解と御協力のたまものと心から御礼を申し上げます。

この4年間にはいろいろと苦労したこと、またいろいろと考え悩み、夜も眠れなかったことが今思い浮かびます。今になって思えば、その苦労も人生の中で大変貴重な経験を与えていただいたものと、感謝の気持ちでいっぱいでございます。

今期も余すところ2年となりました。最後まで町民福祉向上のため、誠心誠意努めてまいりたいと考えております。皆様には今後と

もこれまで同様よろしくお願いを申し上げます。
して、簡単ですが辞任の挨拶にかえさせていただきます。まことにありがとうございます。
（拍手）

○副議長（清原良典） 佐野芳彦議員の挨拶は終わりました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

~~~~~

#### **追加日程第2 議長の選挙**

**○副議長（清原良典）** 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（清原良典）** 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（清原良典）** 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に橋本恭子議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました橋本恭子議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（清原良典）** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました橋本恭子議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました橋本恭子議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

橋本恭子議長、御挨拶をお願いします。演壇へどうぞ。

**○議長（橋本恭子）** 議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたび議員各位の御推挙をいただきまして、太子町議会初女性議長の重責を務めさせていただくことになりました。心から厚くお礼を申し上げます。

住民福祉、町勢発展のため、議会と当局が愛敬して、約3万5,000人の町民の信託に応えなければならないと考えております。

また、平成25年、今年は本格化する新庁舎建設事業の最重点として、人がつどう、まちをめぐる、太子がつながるをコンセプトとした実施設計を早急に完成させ、工事着工への歩みを進めようとしています。町民の皆様が気楽に利用でき、協働の場として自由に活用できる交流スペースの設置を望むところであります。

議員各位及び当局の皆さんにおかれましては、格段の御理解と御協力をお願い申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

**○副議長（清原良典）** 橋本恭子議長の挨拶は終わりました。

橋本恭子議長、議長席にお着きください。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時25分）

（再開 午前10時26分）

**○議長（橋本恭子）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

ただいま清原良典副議長から、議会申し合わせ事項により、副議長の職を辞任したい

旨、辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第3 副議長辞職の件

○議長（橋本恭子） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

お諮りします。

清原良典議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、清原良典議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時27分）

（再開 午前10時28分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の辞職を許可された清原良典議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

清原良典議員、演壇へどうぞ。

○清原良典議員 貴重な時間をいただきまして、副議長辞任の御挨拶を申し上げます。

昨年5月より、皆様方の御推挙により副議長の要職を拝命し、この1年間、副議長として佐野議長を補佐し、また皆様方の御協力をいただきまして議会運営に私自身精いっぱい努めさせていただきましたことを、この場をおかりしてお礼を申し上げます。

今後は、議員として任期いっぱいを皆様方とともに町勢発展のために精いっぱい頑張る所存でございます。これまでの皆様方の御支援、御協力に心より深く感謝を申し上げます。

す。ありがとうございました。

甚だ簡単ではございますが、副議長辞任の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（橋本恭子） 清原良典議員の挨拶は終わりました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

### 追加日程第4 副議長の選挙

○議長（橋本恭子） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に井村淳子議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました井村淳子議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。  
したがって、ただいま指名しました井村淳子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました井村淳子議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

井村淳子副議長、御挨拶をお願いいたします。演壇へどうぞ。

○副議長（井村淳子） 失礼いたします。

このたび議員の皆様の御支持を賜りまして、副議長に就任をさせていただくことになりました。本当にありがとうございました。

若輩者ではございますが、さらなる研さんを重ねながら副議長の職務を務めてまいりたいと思っております。どうぞ、今後とも皆様の御支援、御協力をお願い申し上げ、副議長就任に当たりましての挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 井村淳子副議長の挨拶は終わりました。

お諮りします。

議長、副議長の選挙に伴い、議席の変更を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。  
したがって、議席の変更を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第5 議席の変更

○議長（橋本恭子） 追加日程第5、議席の変更を議題とします。

会議規則第4条第3項の規定により、議長において議席の変更を行います。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長（上田眞也） 議席15番清原良典議員を10番へ、議席10番中島貞次議員を11番へ、議席11番服部千秋議員を12番へ、議

席16番佐野芳彦議員を14番へ、議席12番井村淳子議員を15番へ、議席14番橋本恭子議員を16番へ。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ただいま朗読したとおり、議席の変更をします。

ただいま決定しました議席には、次の議会よりお着きください。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時34分）

（再開 午前10時34分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。
したがって、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第6 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（橋本恭子） 追加日程第6、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

この際、地方自治法第117条の規定により、中井政喜議員の退場を求めます。

（中井政喜議員 退場）

○議長（橋本恭子） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

監査委員の選任について地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

このたびの監査委員の選任同意につきましては、議員の中から就任いただいております橋本恭子監査委員より辞表が提出されましたので、その後任を選任するものであります。

同意をお願いいたします方は、太子町佐用岡915番地5に在住の中井政喜氏で、生年月日は昭和18年2月5日、満70歳でございます。

中井氏は、人格高潔にして卓越した識見をお持ちであります。よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は、同意人事に関する案件ですので投票によるものではありませんが、既に御相談いただいておりますので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

同意第1号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午前10時38分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第7 常任委員会委員の選任

○議長（橋本恭子） 日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長（上田眞也） 敬称を略させていただきます。

総務常任委員会委員に服部千秋、井川芳昭、吉田日出夫、平田孝義、森田眞一、福井輝昭、以上6名。

福祉文教常任委員会委員に井村淳子、佐野芳彦、中井政喜、森田眞一、福井輝昭、首藤佳隆、以上6名。

経済建設常任委員会委員に中島貞次、清原良典、首藤佳隆、藤澤元之介、堀卓史、中薮清志、以上6名。

広報広聴常任委員会委員に服部千秋、吉田日出夫、藤澤元之介、堀卓史、中薮清志、以上5名。

○議長（橋本恭子） 次に、常任委員会の委員長及び副委員長の選任です。

常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に各委員会において互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時41分）

（再開 午前10時41分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、御報告します。

総務常任委員会委員長に服部千秋議員、副

委員長に福井輝昭議員。福祉文教常任委員会委員長に森田眞一議員、副委員長に首藤佳隆議員。経済建設常任委員会委員長に中藪清志議員、副委員長に中島貞次議員。広報広聴常任委員会委員長に堀卓史議員、副委員長に藤澤元之介議員。以上8名が委員会で互選されました。

以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第8 議会運営委員会委員の選任

○議長（橋本恭子） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長（上田眞也） 敬称は略させていただきます。

議会運営委員会委員に井村淳子、佐野芳彦、中島貞次、清原良典、井川芳昭、平田孝義、以上6名。

○議長（橋本恭子） 次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任です。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっていますので、休憩中に互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時43分）

（再開 午前10時43分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、御報告します。

委員長に清原良典議員、副委員長に平田孝

義議員が委員会で互選されました。

以上で報告を終わります。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時43分）

（再開 午前10時44分）

○副議長（井村淳子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新庁舎建設調査特別委員会委員である橋本恭子議員から、特別委員を辞任したい旨の申し出があります。

お諮りします。

新庁舎建設調査特別委員会委員辞任の件を直ちに日程に追加し、追加日程第7として議題としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（井村淳子） 異議なしと認めます。したがって、新庁舎建設調査特別委員会委員辞任の件を直ちに日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第7 新庁舎建設調査特別委員会委員辞任の件

○副議長（井村淳子） 追加日程第7、新庁舎建設調査特別委員会委員辞任の件を議題とします。

お諮りします。

橋本恭子議員の新庁舎建設調査特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（井村淳子） 異議なしと認めます。したがって、橋本恭子議員の新庁舎建設調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時46分）

（再開 午前10時47分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま新庁舎建設調査特別委員会委員が1名欠けました。したがって、新庁舎建設調査特別委員会委員選任の件を直ちにを日程に追加し、追加日程第8として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、新庁舎建設調査特別委員会委員選任の件を直ちに日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第8 新庁舎建設調査特別委員会委員選任の件

○議長（橋本恭子） 追加日程第8、新庁舎建設調査特別委員会委員選任の件を議題とします。

お諮りします。

新庁舎建設調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、佐野芳彦議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、そのように決しました。

この際、御報告申し上げます。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員、中井政喜議員、藤澤元之介議員の辞任に伴い、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に2名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員を補充する必要がありますので、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として直ちに選挙をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第9 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙

○議長（橋本恭子） 追加日程第9、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に井村淳子議員、平田孝義議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました井村淳子議員、平田孝義議員を揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました井村淳子議員、平田孝義議員が揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選されました。

ただいま揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選されました井村淳子議員、平田孝義議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 お引き受けいたします。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 お引き受けいたします。

○議長（橋本恭子） ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時51分）

（再開 午前10時51分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題にすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**追加日程第10 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について**

○議長（橋本恭子） 追加日程第10、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第2回太子町議会臨時会（第

442回町議会）を閉会します。

（閉会 午前10時53分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

**議長挨拶**

○議長（橋本恭子） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の格別の御精励を賜りまして、人事案件等滞りなく議了することができましたことは、町政のためまことに御同慶にたえません。ここに謹んで議員各位の御精励と御協力に対しまして、衷心より敬意と謝意をあらわす次第でございます。

しばらくすれば風清らかな初夏の時期となつてまいります。議員各位におかれましては、この上とも健康に留意されまして、町政伸展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**町長挨拶**

○町長（北川嘉明） 平成25年第2回太子町議会臨時会（第442回町議会）を閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、監査委員の選任につきまして慎重なる御審議を賜りましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。

新しく選任されました議長、副議長、各常任委員会等の皆様におかれましては、今後ますますの御活躍を祈念申し上げます。

これからは日一日と暑さが増すころとなりますが、議員各位におかれましては、御健康に十分留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。臨時町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本恭子） 御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりこ  
こに署名する。

平成 年 月 日

(新) 町 議 会 議 長 橋 本 恭 子

(旧) 町 議 会 議 長 佐 野 芳 彦

(新) 町 議 会 副 議 長 井 村 淳 子

(旧) 町 議 会 副 議 長 清 原 良 典

署 名 議 員 吉 田 日出夫

署 名 議 員 井 川 芳 昭